

## 小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）に基づく 今後の対応について

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、以下の取組を進めることとする。

### I. 基本方針の見直しについて

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成 25 年経済産業省・環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）について、報告書を踏まえ、以下の点について改正することとしてはどうか。

- 目標年度を平成 30 年度から令和 5 年度に改める。
- 各関係主体が取り組むべき事項として、以下の項目等を明示する。
  - ◇ 国は、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知に取り組むべきであること。
  - ◇ 市町村は、使用済小型家電の分別回収に伴う財政的メリットの評価に努めるとともに、リチウムイオン電池使用製品に起因する火災等のリスク低減に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットについても改めて整理し、回収方法の採用可否について総合的に判断すべきであること。
  - ◇ 市町村は、地域特性に応じて最適な回収方法を選択するとともに、認定事業者や小売店等との連携についても検討すべきであること。
  - ◇ 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであること。
  - ◇ 認定事業者が、リチウムイオン電池等を安全に処理できる体制を構築し、消費者が排出しやすい回収ルートを整備していくこと。またそれにより、市町村の通常のごみ処理における発火等の事故抑制に寄与し、社会的な意義が認められることから、小型家電リサイクル制度の下、こうした総合的な価値を考慮した上で、関係者が支えていくことが重要であること。
- その他所要の改正を行う。

### II. 今後のフォローアップについて

報告書で掲げられた各取組について、本合同会議において必要に応じてフォローアップを行うこととしてはどうか。

以上